

平成 29 年度栃木県訪問看護ステーション経営サポート事業診療報酬請求に関する説明会

*当日お預かりいたしました、ご質問に対する回答を掲載させていただきます。

(質問 1)

(質問) 看護体制強化加算について
基準の算出方法について、看護記録に記録するとありますが、どの書式に記録すればよいでしょうか。契約時の説明では不足でしょうか。

(回答) 同意は口頭でもよいが、同意を得たことを記録に残しておくのとよいでしょう。
看護記録とは、訪問看護記録であり事業所でご使用のものでよいかと思います。
*参考：H28 改定対応版 訪問看護お悩み相談室 P17

(質問 2)

(質問) 退院当日の訪問（介護保険）について
退院日における訪問（介護保険）は、特別管理加算対象者となりうる状態の利用者とありますが、独居（ご高齢）で内服管理ができない場合など特例での訪問はできないでしょうか。

(回答) 退院日の訪問看護の提供は、特別管理加算の対象者のみとなります。

(質問 3)

(質問) レセプトの用語の意味を確認したい。

(回答) 医療機関が医療費の保険負担分の支払いを公的機関に請求する為に発行する診療報酬明細書のことです。

(質問 4)

(質問) パーマネントカテーテルを挿入している利用者は、特別管理加算 I の算定になりますか。

(回答) 特別管理加算 I の算定になります。

(質問 5)

(質問) I V H (24h)、ピックカテーテルも留置とみなし点滴指示書が不要という解釈でよいでしょうか。

(回答) はいその通りです。しかし、訪問看護指示書には薬剤名の記載は必要となりますのでご注意ください。

(質問 6)

(質問) 在宅支援診療所の訪問看護と訪問看護ステーションの 2 ヶ所で利用者へ訪問看護を提供した場合、ターミナルケア加算はどちらか 1 ヶ所しか算定できないのでしょうか。

(回答) 2 ヶ所の事業所がかかわった場合という解釈から考えると、ターミナルケア加算は 1 ヶ所のみが算定をします。

(質問 7)

(質問) 緊急時訪問看護加算について、計画的な訪問がない時点で緊急訪問看護を行い、直後に入院した場合でも算定可とありますが、「計画的訪問がない時点」とは契約などは済んでいるがまだ訪問をしていない場合という解釈でよろしいでしょうか。具体的に教えてください。

(回答) 訪問看護業務の手引き平成 28 年 4 月版 P 430 の 509 (15.5.30 事務連絡 1) にあるとおり、当該加算は第 1 回目の介護保険の給付対象となる訪問看護を行った日に加算されるものであるため、第 1 回目の訪問が訪問看護計画に位置付けられていない緊急時訪問である場合にも加算できる。ということから、まだ訪問に行っていない場合ということではなく、訪問看護計画に位置づけられていない場合であっても加算できるという解釈になります。

(質問 8)

(質問) 介護認定を受けているが厚生労働大臣が定める疾病等の利用者(別表第 7)の為医療保険で請求する場合、レセプトの特記事項の 5 に○をつけますか。

(回答) その通りです

(質問 9)

(質問) 医療保険にて 90 分を越える訪問を行った際、15 歳未満の(準)超重症児に(週 3 回)長時間訪問看護加算を算定することができますとありますが、週の途中で 15 歳の誕生日を迎えた場合その日から長時間訪問看護加算は算定不可だと思われます。その週はどのようにしたらいいのでしょうか。

(回答) 平成 28 年度改訂版訪問看護実務相談 Q & A P 220 Q6-73 にあるとおり、15 歳未満が対象者であるため、15 歳からは算定はできません。

しかし、訪問看護業務の手引平成 28 年 4 月版 P103 にあるとおり、長時間訪問看護加算を算定した日以外の日に、指定訪問看護に要する平均的な時間(90 分)を越える訪問看護を行った場合は、「その他の利用料」の支払いを受けることができます。

(質問 10)

(質問) 毎週火曜日に定期的に訪問看護を提供している介護保険の利用者(緊急時訪問看護の契約者且つ特別管理加算の対象者)から、月曜日の営業時間内に緊急訪問の依頼があった。また、同日深夜にも緊急訪問の依頼があった。緊急訪問の 1 回目は、どの時間であっても加算がつかないとありますが、この場合の月曜日の日中を緊急訪問 1 回目と考えていいのでしょうか。

(回答) はい、その通りです。